

防災危機管理局広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、防災危機管理局が所管する資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）及び名古屋市広告掲載基準（以下「市基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（広告媒体の種類）

第2条 この要綱において、広告媒体とは次の各号に掲げるものをいう。ただし、新たに広告を掲載する媒体である場合は、あらかじめ広告掲載が可能か防災危機管理局広告審査会（以下「広告審査会」という。）の承認を受けたものに限る。

- (1) 防災危機管理局が発行する印刷物
- (2) 防災危機管理局が主催する会議又は催物等
- (3) 防災危機管理局が所管するウェブサイト
- (4) その他防災危機管理局が別に定めるもの

（広告の掲載基準）

第3条 市要綱第4条、市基準第2及び第3に定めるもののほか、広告媒体の公共性に鑑み、広告媒体に掲載する広告として不適當であると認められるものは広告掲載を行わない。

2 ウェブサイトを広告媒体とする場合で、掲載する広告からリンクを張る場合は、リンク先のウェブサイトの内容については、前項の規定を適用する。

（広告の募集）

第4条 広告の募集は、広告媒体を所管する所属長（（以下「所管所属長」という。）ただし、新たに広告を掲載する広告媒体である場合又は新規の手法により広告を募集する場合は、防災危機管理局次長）が、別に定める基準に従い、次に掲げる事項を記載した募集要領を定めて行うものとする。

- (1) 広告掲載を行う広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等

- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集対象
- (5) 広告の申込み手続き
- (6) 広告の選定方法
- (7) 広告掲載手続き
- (8) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

2 広告の募集は、原則として、広告媒体、名古屋市公式ウェブサイト等により行う。

(広告掲載の決定)

第5条 所管所属長は、あらかじめ広告審査会の承認を受けた上で、この要綱及び募集要領に基づき、広告掲載の可否及び広告掲載者を決定するものとする。

(広告掲載の取り止め)

第6条 所管所属長は、あらかじめ広告審査会の承認を受けた上で、次のいずれかに該当する場合において、広告掲載を取り止めるとともに、広告掲載の決定を取り消すことができる。この場合、所管所属長は、事前に広告掲載者に書面により通知するものとする。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
- (2) 指定した期日までに広告の原稿が提出されない場合
- (3) その他所管所属長が不適當であると認める場合

2 広告掲載を取り止めた場合、広告掲載者が既に納付した広告掲載料は返還しないものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第7条 広告掲載者は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができる。ただし、現物納付後又は印刷物の印刷終了後においては、取り下げはできないものとする。

2 広告掲載者は、広告掲載の取り下げを希望する場合には、所管所属長に速やかに書面にて申し出なければならない。

3 前条第2項の規定については、広告掲載者が広告掲載を取り下げた場合に

において準用する。

(広告掲載料の返還)

第8条 所管所属長は、広告掲載者の責に帰さない理由により広告媒体が使用できなくなったときは、あらかじめ広告審査会の承認を受けた上で、納付済みの広告掲載料の全額又は一部を返還するものとする。ただし、返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(広告掲載者の責務)

第9条 広告掲載者は、広告の作成、デザイン、内容その他当該公告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告掲載者は、第三者から広告に関連して苦情の申し立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、すべて自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等にかかる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

4 広告掲載者は、広告掲載の権利を譲渡してはならない。

5 広告掲載者は、自己の責に帰す理由により、広告内容の変更、広告の取り止め及び取り下げ等を行う必要がある場合は、その際生じるすべての経費を負担するものとする。

(協議)

第10条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、所管所属長と広告掲載者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(広告審査会の設置)

第11条 次の各号に掲げる事項について審査又は協議するため、防災危機管理局に広告審査会を設置する。

- (1) 第2条による広告媒体の承認に関すること
- (2) 第5条による広告掲載の可否及び広告掲載者の承認に関すること
- (3) 第6条第1項による広告掲載の取止めに関すること

- (4) 第8条による広告掲載料の返還に関する事
- (5) 名古屋市企画提案型広告掲載要綱に定める企画提案型広告に対する意見書の審査に関する事
- (6) その他防災危機管理局における広告掲載に関する事
- 2 広告審査会に委員長及び委員を置き、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。
- 4 広告審査会は、所管所属長からの申し出がある場合又は委員長が特に必要と認めるときに委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 広告審査会は、委員長及び委員の半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 6 広告審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 7 委員長は、必要と認めるときは、広告審査会に委員以外の者の出席を求め、意見を求めることができる。
- 8 広告審査会は、審査結果に基づき、所管所属長その他必要と認める所属長に対して、必要な指示又は助言をすることができる。
- 9 広告審査会の庶務は、総務課が処理するものとする。

(その他)

第12条 広告の募集、受付その他の広告掲載に係る事務（前条に規定する広告審査会に係る事務を除く。）は所管所属長が行うものとする。

- 2 その他広告掲載について必要な事項は、防災危機管理局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

委員長	総務課長
委 員	事業主管外課長 総務課課長補佐（経理） その他委員長の指名する者

※総務課の議案にあたっては、防災企画課長を委員長とする。